

各 

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长

 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

予防接種法施行令等の一部を改正する政令の施行について（予防接種関係）

予防接種法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 92 号）については、令和 3 年 3 月 31 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

これに伴い、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成 21 年法律第 98 号）に基づく葬祭料の額が下記のとおりとなるので、これを十分御了知いただくとともに、都道府県知事におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）及び関係機関等に周知をお願いする。

記

- 1 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 18 条及び第 28 条に規定する葬祭料並びに新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成 21 年政令第 277 号）第 12 条に規定する葬祭料の額は以下のとおりであること。

	改正前の額	改正後の額
葬祭料	209,000 円	212,000 円

- 2 本改正による給付の額の変更は、令和 3 年 4 月 1 日から施行されるものであること。

- 3 令和 3 年 3 月 31 日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例によること。